

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない場合	
団体総合補償制度費用保険(行事参加者補償制度費用保険特約)	対象となる損害	下記のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。 ① 参加者(被保険者)の死亡 ② 参加者(被保険者)の身体障害 ③ 参加者(被保険者)の財産損害 ④ 参加者(被保険者)の賠償責任 ⑤ 参加者(被保険者)の費用負担 ⑥ 参加者(被保険者)の慰労金 ⑦ 参加者(被保険者)の慰労金 ⑧ 参加者(被保険者)の慰労金	
	災害死亡補償保険金	補償適用の原因が生じた直後の結果として、その補償適用の原因が生じた日から起算して180日以内に被補償者が死亡した場合に、指定された補償保険金をお支払いします。ただし、すでに支払った災害補償保険金がある場合は、災害死亡補償保険金からその金額を控除した金額をお支払いします。	① 補償適用の原因が生じた直後の結果として、ケガをした日から起算して180日以内に被補償者が死亡した場合、または指定された補償保険金を受け取った場合、支払割合は、後述の⑤の規程に応じて決定します。
	後遺障害補償保険金	補償適用の原因が生じた直後の結果として、ケガをした日から起算して180日以内に補償適用の原因が生じた場合、または指定された補償保険金を受け取った場合、支払割合は、後述の⑤の規程に応じて決定します。	① 補償適用の原因が生じた直後の結果として、ケガをした日から起算して180日以内に補償適用の原因が生じた場合、または指定された補償保険金を受け取った場合、支払割合は、後述の⑤の規程に応じて決定します。
	入院日額補償保険金 手術補償保険金 通院日額補償保険金	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合に、入院1日につき保険金をお支払いします。補償適用の原因が生じた日からその日を始めて180日以内の入院日数が対象となります。 入院日額が支払われる場合に、補償適用の原因が生じた日からその日を始めて180日以内に補償適用の原因の治療のために所定の手術を受けた場合に、入院日額に手術の費用に応じて定めた倍率(10倍、20倍、10倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし、1病状につき補償適用の原因につき1回の手術に限ります。 補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合に、通院1日につき保険金をお支払いします。補償適用の原因が生じた日からその日を始めて180日以内の通院日数に対して、90日分を限度とします。	① 補償適用の原因が生じた直後の結果として、ケガをした日から起算して180日以内に補償適用の原因が生じた場合、または指定された補償保険金を受け取った場合、支払割合は、後述の⑤の規程に応じて決定します。
賠償責任保険(企業用)	施設所有(管理)者特別約款	スポーツクラブの運営管理活動において、第三者や会員が身体または財産に損害を及ぼしたとき、クラブが法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償に対して保険金をお支払いします。	【共通】 ① 契約締結前、被保険者の故意 ② 戦争(空襲)の無関係な被害 ③ 地震、噴火、津波等の天災 ④ 被保険者または他人の故意に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加算された賠償責任 ⑤ 損害または賠償(償)を含みます。①に起因する賠償責任
	生産物特別約款	スポーツクラブが生産するイベントにおいて製造または加工した製品が市場に引き渡された後に、これらの製品の欠陥によって他人の身体や財産に損害を及ぼした場合、クラブが法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償に対して保険金をお支払いします。	【施設所有(管理)者特別約款】 ① 製造業者、販売業者、運送業者、請負業者、業務用もしくは家庭用器具からの蒸気、水、油、ガス、電気、通風機等から発生する内容物の漏洩、流出による損害 ② 施設内の修理、改造または取壊し等による損害賠償責任 ③ 航空機、昇降機、自動車または他種乗り物における乗客、乗客の乗客が乗る人である場合を除きます。もしくは乗客の所有、使用または管理に起因する賠償責任 【生産物特別約款】 ① 生産物または仕事の瑕疵に起因するその生産物または仕事の目的物の損傷(生産物または仕事の目的物の一部の瑕疵によるその生産物または仕事の目的物の他の部分の損傷を含みます)の賠償責任 ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
	管理財物補償特約(施設用・イベント用)	スポーツクラブの運営管理活動においてスポーツクラブが使用もしくは管理する他人の財物が突発かつ突発的な事故により滅失、毀損もしくは汚損した場合において、クラブが法律上の賠償責任を負担することによって発生する損害に対して保険金をお支払いします。	① 戦争、核戦争、有価証券、印刷、切手、証券、債券、宝石、貴金属、美術品、骨董(とう)品、勲章、記念品、設計書、模型、その他これらに準ずべき財物の損傷、消失または盗難 ② 日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗または性質によるさび、かび、腐食、腐敗、変色、その他類似の事項、またはねずみ食いもしくは虫害による損傷 ③ 製造業者、販売業者、運送業者、請負業者、業務用もしくは家庭用器具からの蒸気、水、油、ガス、電気、通風機等から発生する内容物の漏洩、流出による損害賠償責任 ④ 航空機、昇降機、自動車または他種乗り物における乗客、乗客の乗客が乗る人である場合を除きます。もしくは乗客の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑤ 消耗品または消耗材に起因する損傷 ⑥ リース・レンタル財物に生じた次の損傷・傷などの外観上の損傷にとどまりその機能に支障のない損傷・保守、点検、修理または部品交換などの作業により生じた損傷・電気的または機械的な原因により生じた損傷 ⑦ 建物、動物 ⑧ 被保険者が事業活動の遂行のために他人から3ヶ月以上の予定で借用する不動産およびこれに裏付けられ同時に借用した什器・備品 ⑨ 自動車、航空機、船隻、船舶もしくは陸上移動式自動車に生じた損傷

**【用語の説明】**

(注1) 被保険者：「被保険者」である総合型地域スポーツクラブが主催する総合型地域スポーツクラブの種目の参加者で、参加者名簿に記載された者  
①あらかじめ約定した種目をいいます。

(注2) 特定疾病：次の疾病をいいます。  
急性心臓性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳血管系、気胸、過労死症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、日射病、熱射病等の熱中症/低体温症/脱水症

(注3) 補償適用の原因：被補償者が被った次のケガまたは特定疾病  
①「被保険者」である総合型地域スポーツクラブが主催するクラブ種目参加中のケガまたは特定疾病  
②上記①のクラブ種目参加のための往復上のケガまたは特定疾病(ただし、そのクラブ種目参加を目的として住居を出発する前に、参加者名簿で事前に参加が確定しているのみに限ります。)

(注4) 補償規程：「被保険者」である総合型地域スポーツクラブ主催者が、「被補償者」である総合型地域スポーツクラブの活動参加者に対する補償を定めた規程、規約、協定等で明文化されたもの。

この補償制度は Chubb 損害保険株式会社の下記の保険によって構成しております。  
・団体総合補償制度費用保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、管理財物補償特約(施設用・イベント用)

**事故が起こったとき**

事故が発生した場合は JSCC スポーツクラブ総合補償制度担当代理店までご連絡ください。  
株式会社バイオニア(担当：阿部)  
TEL 046-273-8795 FAX 046-273-8796

JSCC スポーツクラブ総合補償制度 担当代理店  
株式会社バイオニア  
〒242-0003 神奈川県大和市林間 2-1-1-405

# JSCC スポーツクラブ総合補償制度

## イベント総合補償制度

2021年版

- ・団体総合補償制度費用保険
  - ・施設所有(管理)者賠償責任保険
  - ・生産物賠償責任保険
  - ・管理財物補償特約(施設用・イベント用)
- 一般社団法人 全国スポーツクラブコミッション



補償期間 2021年4月1日より2022年4月1日まで 1年間

## スポーツクラブ主催者をさまざまなリスクからお守りします。

クラブマネージャーの皆様の声から生まれた、皆様のクラブを守るための保険です。

### スポーツクラブ、スポーツクラブの会員、イベント参加者を突然襲う事故・疾病の例

- 運動中のケガ
- クラブへの往復途上でのケガ



- 急性心疾患(心筋梗塞等)
- 細菌性食中毒・急性脳疾患・急性呼吸器疾患



- 炎天下、猛暑による熱中症(日射病・熱射病等)
- 脱水症・低体温症



- スポーツクラブ運営上の過失による事故
- 施設の欠陥や管理の不備による事故
- イベントで提供された飲食物による食中毒

## JSCC スポーツクラブ総合補償制度とイベント総合補償制度の補償概要

※ イベント総合補償制度はオプションプランです。

スポーツクラブの会員・イベント参加者のために

### 団体総合補償制度費用保険

- ① クラブから会員・イベント参加者への補償金(見舞金)を保険金としてクラブにお支払いします。
- ② ケガだけではなくスポーツをしているときに起こりがちな熱中症や脱水症、心筋梗塞などの特定疾病も補償されます。
- ③ 入院、通院補償は1日目から補償されます。
- ④ 補償内容は会員の年齢にかかわらず一律です。
- ⑤ 地震・津波・噴火などの天災によるケガも補償されます。

住居出発前に参加者名簿で参加が確定されている参加者については、クラブの活動に参加するための往復途上も補償可能です。

スポーツクラブのために

### 施設所有(管理)者賠償責任保険

クラブの運営管理や活動に起因して第三者や会員・イベント参加者の身体や財物に損害を与えたことにより、クラブに法律上の損害賠償責任が生じた場合に負担する賠償金を補償します。

### 生産物賠償責任保険

※ イベント総合補償制度のみ  
スポーツクラブが主催するイベントにおいて提供された飲食物・製品が参加者に引き渡された後に、飲食物・製品の欠陥に起因して第三者や会員・イベント参加者の身体や財物に損害を与えたことにより、クラブに法律上の損害賠償責任が生じた場合に負担する賠償金を補償します。

## スポーツクラブ運営者・イベント主催者の不安を解決します!!

### クラブ主催者としての気遣い(クラブに過失がなくても)

- ・会員がクラブの活動中にケガをしてしまった。
- ・イベント参加者が炎天下でクラブの活動をしていて熱中症で倒れてしまった。

お支払いする保険金

**規程**に基づいた会員への見舞金

※ 規程とは「JSCC あんしんクラブ登録会員施設利用者の災害補償規程」をいいます。

### スポーツクラブ運営・イベント主催者としての責任

- ・練習中にサッカーゴールが倒れ、会員がケガをしてしまった。
- ・野球の打球が隣接する民家に飛び込み、ガラスを破損してしまっった。

お支払いする保険金

**損害賠償金**

**弁護士費用等**

## JSCC スポーツクラブ総合補償制度・イベント総合補償制度のお支払いする保険金

本補償制度は会員とイベント参加者のケガと特定疾病を補償する団体総合補償制度費用保険と、第三者への賠償責任が生じた場合の賠償金を補償する施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険から成り立っています。

### 団体総合補償制度費用保険 (行事参加者補償制度費用保険特約)

- お支払いする保険金の種類
- ① 災害死亡補償保険金
  - ② 後遺障害補償保険金
  - ③ 療養補償(入院)保険金
  - ④ 療養補償(手術)保険金
  - ⑤ 療養補償(通院)保険金

### 補償対象の災害の種類

- ① ケガ
  - ② 特定疾病の発症
- ※ 特定疾病とは
- 急性虚血心疾患(いわゆる、心筋梗塞)
  - 急性心不全等の急性心疾患
  - くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患
  - 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患
  - 日射病及び熱射病等の熱中症
  - 細菌性食中毒
  - 低体温症
  - 脱水症

### 施設所有(管理)者賠償責任保険 生産物賠償責任保険

- お支払いする保険金の種類
- ① 緊急措置費用
  - ② 損害賠償金
  - ③ 損害防止・軽減費用
  - ④ 協力費用
  - ⑤ 求償権保全・行使費用
  - ⑥ 争訟費用

## 契約内容

### JSCC スポーツクラブ総合補償制度

補償内容		保険金額：Aプラン	保険金額：Bプラン
団体総合補償制度費用保険 スポーツクラブの登録会員が補償の対象になります。	災害死亡補償	傷害 特定疾病	三好さんさん 500万円
	後遺障害補償	傷害(最高) 特定疾病(最高)	スポーツクラブは 250万円
療養補償	入院日額	傷害 特定疾病	Bプランを 5,000円
	手術	傷害・特定疾病	利用します 2,500円
	通院日額	傷害 特定疾病	手術の種類により入院日額の10・20・40倍 2,000円 1,600円 1,000円 800円
施設所有(管理)者賠償責任保険 管理財物補償特約	対人・対物 共通	1事故につき5億円(免責金額：0円) 1事故につき1,000万円(免責金額：5万円)	

### オプション JSCC イベント総合補償制度

補償内容		保険金額
団体総合補償制度費用保険 イベント参加中の方々が補償の対象になります。	災害死亡補償	傷害 特定疾病
	後遺障害補償	傷害(最高) 特定疾病(最高)
療養補償	入院日額	傷害 特定疾病
	手術	傷害・特定疾病
	通院日額	傷害 特定疾病
生産物賠償責任保険	対人・対物 共通	1事故 期間中5億円(免責金額：0円)